

様式第7号(第16条関係)

ばい煙濃度測定記録表

その1(ダイオキシン類以外のもの用)

- 1 ばい煙指定施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
- 2 測定者の氏名
- 3 測定箇所
- 4 測定内容

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
排出ガス量		(Nm <sup>3</sup> /h)					
ばいじん	Cs	(g/Nm <sup>3</sup> )		/			
	C	(g/Nm <sup>3</sup> )					
	酸素濃度	(%)				/	
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
塩素		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
塩化水素	Cs	(mg/Nm <sup>3</sup> )		/			
	C	(mg/Nm <sup>3</sup> )					
	酸素濃度	(%)				/	
ふっ ぶっ ふっ けい 弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
鉛及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
銅及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
亜鉛及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
シアン化水素		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
りん 燐化水素		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
水銀及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
ひ 砒素及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					
クロム及びその化合物		(mg/Nm <sup>3</sup> )					

## 備考

- 1 この様式は、ダイオキシン類を除くばい煙濃度の測定の記録に用いること。
- 2 ばいじん及び塩化水素の  $C_s$  の欄にはそれぞれ福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 3 及び別表第 4 の備考に掲げる  $C_s$  として表示された数値を、 $C$  の欄にはそれぞれ同規則別表第 3 及び別表第 4 の備考に掲げる式により算出されたばいじん及び塩化水素の量として表示された数値を記載すること。ただし、同規則別表第 1 の 2 の表 2 の項に掲げるボイラー以外のばい煙指定施設の塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素の  $C_s$  の欄に記載すること。
- 3 ばいじん及び塩化水素の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

ばい煙濃度測定記録表

その2(ダイオキシン類用)

1 測定状況

施設番号			備考
測定年月日			
試料採取者			
分析者			
測定箇所			
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	(乾き)	(湿り)	
酸素濃度(%)			
測定結果(ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )			
当日の稼働時間	時 ~ 時	(時間)	
当日の焼却量	t/日	(kg/時)	

2 測定したダイオキシン類の構成

種類	異性体	実測濃度 (ng/Nm <sup>3</sup> )	試料における 定量下限 (ng/Nm <sup>3</sup> )	試料における 検出下限 (ng/Nm <sup>3</sup> )	毒性等価 係数	毒性等量 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
ポリ塩化ジベンゾフラン	2・3・7・8—TeCDF				0.1	
	1・2・3・7・8— PeCDF				0.03	
	2・3・4・7・8— PeCDF				0.3	
	1・2・3・4・7・8 —HxCDF				0.1	
	1・2・3・6・7・8 —HxCDF				0.1	
	1・2・3・7・8・9 —HxCDF				0.1	
	2・3・4・6・7・8 —HxCDF				0.1	
	1・2・3・4・6・ 7・8—HpCDF				0.01	
	1・2・3・4・7・ 8・9—HpCDF				0.01	
	0CDF				0.0003	
	Total PCDFs		—	—	—	

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン	2・3・7・8—TeCDD				1	
	1・2・3・7・8—PeCDD				1	
	1・2・3・4・7・8—HxCDD				0.1	
	1・2・3・6・7・8—HxCDD				0.1	
	1・2・3・7・8・9—HxCDD				0.1	
	1・2・3・4・6・7・8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs		—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)			—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3・4・4'・5—TeCB				0.0003	
	3・3'・4・4'—TeCB				0.0001	
	3・3'・4・4'・5—PeCB				0.1	
	3・3'・4・4'・5・5'—HxCB				0.03	
	2'・3・4・4'・5—PeCB				0.00003	
	2・3'・4・4'・5—PeCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4'—PeCB				0.00003	
	2・3・4・4'・5—PeCB				0.00003	
	2・3'・4・4'・5・5'—HxCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4'・5—HxCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4'・5'—HxCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4'・5・5'—HpCB				0.00003	
	Total コプラナーPCB		—	—	—	
Total ダイオキシン類			—	—	—	

備考

- 1 この様式は、ダイオキシン類に係るばい煙濃度の測定の記録に用いること。
- 2 測定結果については、2の表を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載すること。

- 3 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限未満のものは「ND」と記載すること。
- 5 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 6 この様式に定める用語は、日本産業規格K0311又はK0312による。